

スクールバス安全運行支援員の主な勤務条件等

事 項	内 容
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 ※ 期間を定めた任用であり、令和 8 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。公募によらない再度任用は、雇用期間内の勤務実績等により選考の上、決定します。
勤務場所	都立特別支援学校（文京盲学校、中央ろう学校、葛飾ろう学校、南大沢学園を除く。） （特別支援学校配属予定先一覧のとおり）
職務内容	都立特別支援学校のスクールバス安全運行に関する業務 （1）スクールバスの運行状況の確認業務（スクールバスに乗車し児童・生徒等を観察する業務を含む。） （2）スクールバスの降車（登校便）及び乗車（下校便）の確認業務 （3）スクールバスの運行管理業務（児童・生徒等の乗車に関する連絡調整（当日の欠席連絡等）を含む。） （4）スクールバスの運送事業者に対する助言、支援業務 （5）スクールバスに乗車する児童・生徒等の障害特性や支援内容を把握するための教育活動における補助的業務 （6）スクールバスの運送事業者及び保護者等との調整業務 （7）その他、学校長が必要と認める業務
求められる資格・能力	以下の（1）から（5）までのいずれか、かつ、（6）及び（7）の要件を満たす者 （1）特別支援学校で教員として勤務した経験のある者（非常勤を含む） （2）小中学校の特別支援学級で教員として勤務した経験のある者（非常勤を含む） （3）障害児通所支援事業所又は障害児入所支援事業所で職員として勤務した経験のある者 （4）（1）～（3）と同等の経験又は能力のある者 （5）東京都教育委員会が特に認める者 （6）職務上知り得た個人情報等の秘密を守れる者（その職を退いた後も同様とする。） （7）意欲を持って職務を遂行できる者

事 項	内 容
勤務日数	年間 9 6 日勤務。ただし、各月の勤務日数は 1 1 日以上とします。 各月の勤務割振りについては、配属先の所属長が決定します。
勤務時間	1 型 1 日 7 時間 4 5 分 (例) 午前 7 時 3 0 分から午後 4 時まで (うち休憩時間 4 5 分) 2 型 1 日 4 時間 (例 1) 午前 7 時 3 0 分から午前 1 1 時 3 0 分まで (例 2) 午後 1 時から午後 5 時まで ※ 勤務開始時間は配属先により多少前後します。
休暇等	(有給) 年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、夏季休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、災害休暇 (無給) 育児時間、子どもの看護等休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業、妊娠症状対応休暇、子育て部分休暇 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
条件付採用	原則として、採用から 1 か月は条件付きの採用となります。
兼業・兼職	営利企業等に従事する (兼業) する場合は、届出が必要です。
報酬	1 型 月額 2 0 1, 6 0 0 円 (令和 7 年 1 月の額であり改定される場合あり) 2 型 月額 1 0 4, 3 0 0 円 (令和 7 年 1 月の額であり改定される場合あり) ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給します。
通勤費	第二種報酬 (通勤費相当分) を支給します (上限 1 5 0, 0 0 0 円 / 月)。(※) ※ 特急料金を含みます。なお、特急料金については一定の要件を満たす場合 に支給します。
公務災害補償	東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例 (昭和 4 2 年東京都条例第 1 1 4 号) 及び労働者災害補償保険法 (昭和 2 2 年法律第 5 0 号) の定めるところによります。
社会保険等	地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号)、厚生年金保険法 (昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号) 及び雇用保険法 (昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号) の定めるところにより、それぞれの保険に加入します。 ※ 2 型は社会保険及び雇用保険の適用はありません。